

## 第6 救急・救助業務

### 1 救急・救助業務実施体制の現況（令和5年4月1日現在）

(1) 消防本部数 11本部（単独4 組合7）

(2) 救急業務実施市町村 35市町村（14市20町1村）

救急隊数 102隊

救急隊員数 1,187人（専任463人、兼任724人）

救急救命士数 516人（専任323人、兼任193人）

救急自動車 125台

(3) 救助業務実施市町村 35市町村（14市20町1村）

救助隊数 30隊

救助隊員数 371人（専任168人、兼任203人）

救助工作車 21台

## 2 救急業務の実施状況

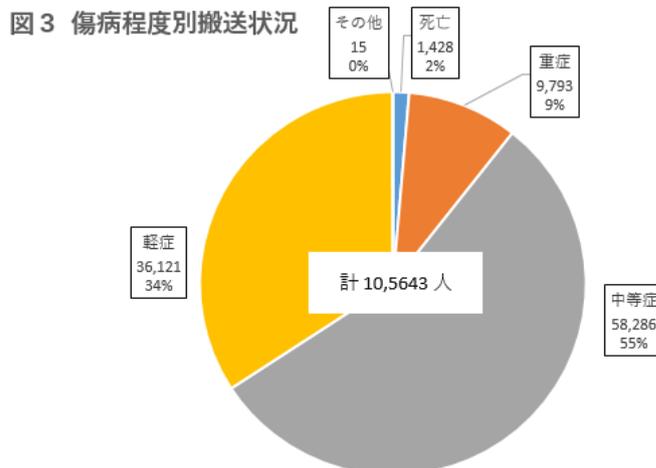
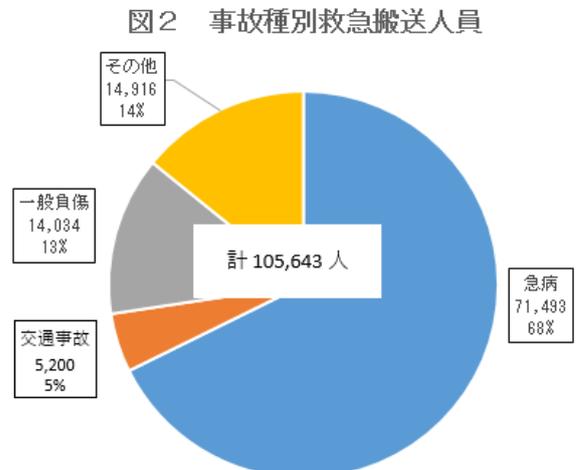
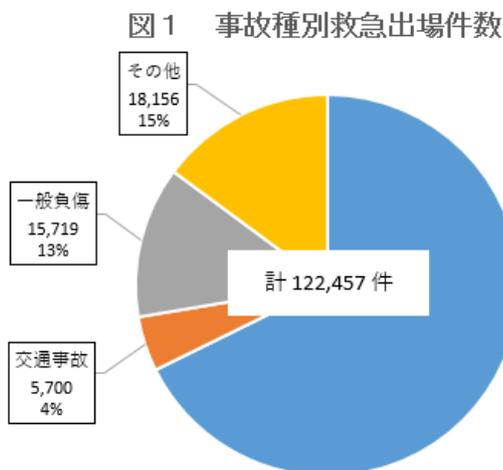
### (1) 救急出場件数及び搬送人員（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

令和4年中における県内の救急業務の実施状況を見ると、救急出場件数122,457件、搬送人員が105,643人で、出場件数は14.7%の増、搬送人員は10.8%の増となった。これは1日平均335件（前年293件）で約4.3分（前年4.9分）に1件の割合で救急隊が出場し、県民約22人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

表1 救急出場件数及び搬送人員

（各年1月1日～12月31日）

	救急出場 件数(A)	対前年 増加率	搬送人員	対前年 増加率	(A)のうち 交通事故に よる件数(B)	構成比 (B)/(A)×100	(A)のうち 急病による 件数(C)	構成比 (C)/(A)×100
平成24年	98,228	△5.3%	88,079	△6.2%	8,174	8.3%	60,598	61.7%
平成25年	98,694	0.5%	88,987	1.0%	7,957	8.1%	61,212	62.0%
平成26年	101,344	2.7%	90,927	2.2%	7,829	7.7%	63,357	62.5%
平成27年	103,126	1.8%	92,543	1.8%	7,521	7.3%	65,093	63.1%
平成28年	103,755	0.6%	94,288	1.9%	7,107	6.8%	66,604	64.2%
平成29年	106,048	2.2%	96,185	2.0%	7,251	6.8%	68,320	64.4%
平成30年	109,590	3.4%	99,600	3.6%	6,884	6.3%	71,283	65.0%
令和元年	112,997	3.1%	101,893	2.3%	6,181	5.5%	74,614	66.0%
令和2年	100,737	△10.8%	90,199	△11.5%	5,373	5.3%	65,679	65.2%
令和3年	106,767	6.0%	95,348	5.7%	5,273	4.9%	69,991	65.6%
<b>令和4年</b>	<b>122,457</b>	<b>14.7%</b>	<b>105,643</b>	<b>10.8%</b>	<b>5,700</b>	<b>4.7%</b>	<b>82,882</b>	<b>67.7%</b>



## (2) 救急出場から医療機関等に傷病者を収容するまでに要した時間別搬送人員数

令和4年中の搬送人員 105,643 人について、救急隊が救急出場から医療機関等に傷病者を収容するのに要した時間別の搬送人員は、表2のとおりである。これによると、0.6%にあたる648人が20分未満で、また、10.0%にあたる10,543人が20分以上30分未満で収容されており、救急隊の覚知から傷病者を医療機関等に収容するまでの平均所要時間は、49.6分となっている。

表2 救急出場から医療機関等に収容するまでに要した時間別搬送人員数

(令和4年1月1日から12月31日まで)

	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	収容平均 所要時間
急病	0	212	6073	48246	15863	1099	71,493	50.6分
割合	0.0%	0.3%	8.5%	67.5%	22.2%	1.5%	100.0%	
交通事故	0	10	322	3554	1285	29	5,200	50.8分
割合	0.0%	0.2%	6.2%	68.3%	24.7%	0.6%	100.0%	
一般負傷	0	44	959	9532	3310	189	14,034	51.2分
割合	0.0%	0.3%	6.8%	67.9%	23.6%	1.3%	100.0%	
その他	9	373	3,189	9,126	2,119	100	14,916	42.9分
割合	0.1%	2.5%	21.4%	61.2%	14.2%	0.7%	100.0%	
計	9	639	10,543	70,458	22,577	1,417	105,643	49.6分
割合	0.0%	0.6%	10.0%	66.7%	21.4%	1.3%	100.0%	

## (3) 救急隊員の行った応急処置の状況

令和4年中の搬送人員 105,643 人のうち、応急処置を行った救急患者は、全体の99.7%にあたる105,606人であり、その実施状況を示したのが表3である。

表3 救急隊員が行った応急処置の状況

(令和4年1月1日から12月31日まで)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象人員	71,483	5,196	14,030	14897	105,606
事故種別構成比	67.7%	4.9%	13.3%	14.1%	99.7%

### 3 救急医療体制

救急患者を受け入れる救急病院及び診療所の告示状況は表4のとおりである。本県における救急告示医療機関は72カ所であり、救急告示医療機関以外も含めた体制をとっている。

表4 救急医療機関の告示状況

(各年4月1日現在)

開設者	国立	公立	公的	私的 病院	私的 診療所	計
令和5年	3	26	6	34	3	72
令和4年	3	27	6	34	3	73
令和3年	3	27	6	34	3	73
令和2年	3	27	7	34	3	74
平成31年	3	25	7	34	4	73

## 4 救急業務高度化の現況

### (1) 救急隊員・救急救命士の養成及び救急用資機材等の整備

救急業務を担う救急隊員の養成教育を、新任消防職員及び現任消防職員を対象として宮城県消防学校で行っている。救急救命士を養成するために設立された「一般財団法人救急振興財団」に対しては、他の都道府県と共に運営費を負担している。

また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に伴い、高度な応急処置の実施に必要な救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、「緊急消防援助隊設備整備費補助金」(国庫補助)により、高規格救急自動車を含む救急自動車や高度救命用資機材の整備の促進を図っている。

### (2) メディカルコントロール体制の構築

メディカルコントロール体制とは、医師が救急救命士らに事前及び事後の指示・指導を行うことにより、救急現場及び搬送途上における傷病者への応急処置の品質管理と質的向上を図る体制である。

本県では、平成14年10月に「宮城県メディカルコントロール協議会」を、平成15年3月に県内9地域の「地域メディカルコントロール協議会」をそれぞれ設置した。各地域では、医師による救急活動の事後検証や、病院実習、現場の救急救命士らへの指示・助言を通して、救急救命士や救急隊員の資質向上への取り組みが行われている。

表5 地域メディカルコントロール協議会 区域割り及び関係機関

区域名	区域割り		関係機関		
	医療圏	郡市名	医師会	消防本部	行政機関
仙南	仙南	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	白石市 角田市 柴田郡	仙南地域	大河原地方振興事務所 仙南保健所
岩沼	仙台	名取市, 岩沼市, 亶理郡	名取・岩沼 亶理郡	名取市 亶理地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
仙台・黒川		仙台市, 富谷市, 黒川郡	仙台市 富谷市 黒川郡	仙台市 黒川地域	県消防課 県医療政策課 仙台市健康福祉局
塩釜		塩竈市, 多賀城市, 宮城郡	塩釜	塩釜地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
大崎	大崎	大崎市, 加美郡, 遠田郡	大崎市 加美郡 遠田郡	大崎地域	北部地方振興事務所 大崎保健所
栗原	栗原	栗原市	栗原市	栗原市	北部地方振興事務所栗原地域事務所 大崎保健所栗原支所
登米	登米	登米市	登米市	登米市	東部地方振興事務所登米地域事務所 石巻保健所登米支所
石巻	石巻	石巻市, 東松島市, 牡鹿郡	石巻市 桃生郡	石巻地区	東部地方振興事務所 石巻保健所
気仙沼	気仙沼	気仙沼市, 本吉郡	気仙沼市	気仙沼・本吉地域	気仙沼地方振興事務所 気仙沼保健所

### (3) 救急救命士の処置範囲拡大

平成 15 年 4 月から除細動の実施に際し、医師の具体的指示は不要となり、平成 16 年 7 月からは医師の具体的指示下における救急救命士による気管挿管の実施が可能となった。また、既に救急救命士の資格を有する者に対しては、宮城県消防学校における講習と各地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、518 人の救急救命士が認定を受けている。

また、平成 23 年 8 月からは、上記気管挿管の認定を受けている救急救命士が追加の実習を修了することで、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施が可能となり、当県においては令和 2 年 4 月 1 日から運用を開始。令和 4 年度末までに 123 人の救急救命士が認定を受けている。

救急救命士による薬剤の投与については、平成 18 年 4 月から医師の具体的指示下における救急救命による薬剤（アドレナリン）投与の実施が認められた。既に救急救命士の資格を有する者に対しては、（一財）救急振興財団、消防大学校、宮城県消防学校における講習と県及び地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、728 人の救急救命士が認定を受けている。

平成 26 年 4 月からは、医師の具体的指示下における心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められた。既に救急救命士の資格を有し薬剤（アドレナリン）投与認定を受けた者に対して、（一財）救急振興財団及び宮城県消防学校における講習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、625 人の救急救命士が認定を受けている。

## 5 救助活動の実施状況

令和4年中の救助活動状況は、表6のとおりであり出動件数1,269件、活動件数818件となっている。

表6 救助活動実施状況

(1月1日から12月31日まで)

	事故種別	出動件数	活動件数	活動人員	救助人員
令和4年	火災	59	59	868	19
	交通事故	318	181	1,835	214
	水難事故	76	64	738	58
	風水害等自然災害	27	24	159	36
	機械による事故	26	17	190	16
	建物等による事故	342	293	2,329	253
	ガス及び酸欠事故	23	9	103	5
	破裂事故	0	0	0	0
	その他の事故	398	171	1,679	141
	計	1,269	818	7,901	742